

令和2年4月10日

生徒・保護者の皆様

高知小津高等学校長

新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業について

平素は本校の教育活動にご理解とご協力をいただきましてありがとうございます。

すでに報道でご存じのことと思いますが、新型コロナウイルス感染症対策のための県立学校における臨時休業について、4月7日付で県教育委員会から発表がありました。このことを受け、今後の感染拡大を終息させるため、また、何より子どもたちの健康・安全を第一に考え、本校におきましては下記のとおり対応することといたします。

新年度がスタートした直後の臨時休業となり、生徒・保護者の皆様には、何かとご心配をおかけしますが、何卒趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

記

1 臨時休業期間

令和2年4月13日（月）～4月24日（金）

※今後県内の感染者の確認状況によっては、臨時休業の期間（短縮を含め）が変更になることがあります。学校ホームページ等でお知らせしますので、確認をお願いします。

2 臨時休業期間中の学習や部活動等について

臨時休業期間中は自宅学習期間とします。長期間の休みになりますので、各ご家庭において計画的に学習に取り組むようお願いします。また、生徒の部活動や補習など正課外の学習活動は、4月8日（水）から4月26日（日）まで禁止します。

3 臨時休業期間中の過ごし方について

（1）3つの条件が同時に重なる場を回避すること

- ① 換気の悪い密閉空間
- ② 多くの人が密集
- ③ 近距離での会話や発声

不要不急の外出を極力控えるとともに、特に県内でも感染が報告されている、カラオケ店のほかゲームセンターなどの3条件が重なる店舗等への出入りは厳に慎むこと。

（2）身近な家族や社会全体に与える影響を考慮し、適切に行動すること

- ・誤った情報に基づく不当な差別や偏見、いじめ等につながらない行動をとること。
- ・不確かな情報に惑わされないこと。
- ・感染者やその家族、関係者が不当な扱いを受けることがないように、お互いを思いやり、冷静な行動をとること。

（3）より一層健康管理に努めること

- ・手洗いや咳エチケットの励行を常に心がけること。
- ・検温等の健康観察を行い、発熱等の風邪症状がみられる場合には、無理をせずに十分な休養をとること。